五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
藤沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県上田市上武石
字藤沢　一四六五番一及び一四六五番二
一五一〇番三
一五一五番一及び一五一五番二
一五一六番
一五一七番
一五一八番四
一五一九番二から一五一九番四まで、一五一九番六、一五一九番九、一五一九番一一、一五一九番一三から一五一九番一五まで、一五一九番一八、一五一九番一九及び一五一九番二二から一五一九番二八まで
一五二〇番一及び一五二〇番三
一五二一番一及び一五二一番三
一五二二番二
一五二四番二
一五二六番から一五二八番まで
一五三一番一
一五三二番一から一五三二番三まで
一五三三番
一五三五番一
一五三六番一
一五三七番一
一五四一番一
一五四四番二
一五四五番
一五四六番一
一五四七番
一五五〇番一
一五五五番一及び一五五五番二
一五五六番一及び一五五六番三
一五五七番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長野県上田市上武石
字藤沢　一五五五番二　一号
一五一五番一　二号
長野県上田市下武石
字藤沢　一九四三番七　三号
一九四三番四　四号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
内の山沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県上田市武石上本入
字内之山　二四九二番三　一号及び二号
二四九四番一　三号及び四号
二四九二番一　五号
二四九三番一　六号及び七号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栃久保川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十六号で指定した同号一九に掲げる土地の区域を除く。）
長野県岡谷市湊
字南三久保　一二三九番六　一号
字栃久保　一二一三番　二号
一二一三番ロ　三号
一二二四番一　四号
一二五一番一　五号
一二一〇番一　六号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大森沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県南佐久郡南相木村
字大森沢　四六二二番
四六二三番
四六二四番一から四六二四番三まで
四六二五番
四六二六番一から四六二六番三まで
四六三七番一から四六三七番三まで
四六三八番一から四六三八番三まで
四六三九番
四六四〇番
四六四一番一及び四六四一番二
四七四〇番二及び四七四〇番四
四七四一番一及び四七四一番三
四七六五番二及び四七六五番三

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
万郡沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定した土地の区域を除く。）
長野県木曽郡木曽町福島
二一六五番ロ　一号
二一六八番二　二号及び三号
二一六八番一　四号から六号まで

○環境省告示第百二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年十月十六日
環境大臣　大塚　珠代
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング
ロ　住所　大阪府大阪市中之島六丁目二番二十七号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　畑中　利勝
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑字大阪谷千七十三番及び字柏木谷千八十五番二
ロ　大阪府吹田市千里万博公園百一番九
ハ　大阪府東大阪市新家一丁目四十五番一及び百三十五番二
ニ　福井県三方郡美浜町新庄百五十八号三反田五番、十四番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、三十一番、三十三番、四十四番、四十六番及び四十七番
ホ　京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字吹上ケ八番一、八番二、八番三、八番五、八番六、二十一番、二十二番、二十三番、二十三番三、二十六番二及び二十七番
ヘ　兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目六番
ト　兵庫県伊丹市昆陽北一丁目二十九番及び三十三番
チ　神奈川県藤沢市本藤沢四丁目千四十七番一
リ　千葉県袖ケ浦市長浦字拓弐号五百八十番二百九十四及び五百八十番二百九十五並びに中袖二十二番三及び二十二番四
三　無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十七年九月七日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ニ　環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ホ　千葉県環境生活部廃棄物指導課
ヘ　袖ケ浦市市政情報室
ト　袖ケ浦市環境経済部廃棄物対策課
チ　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
リ　神奈川県湘南地域県政総合センター環境部藤沢市環境総務課
ヌ　福井県安全環境部循環社会推進課
ル　福井県嶺南振興局二州健康福祉センター環境廃棄物対策課
ヲ　美浜町住民環境課
ワ　京都府環境部循環型社会推進課
カ　宇治田原町建設・環境課
ヨ　大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課
タ　吹田市環境部地域環境室環境保全課
レ　東大阪市環境部産業廃棄物対策課
ソ　兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課
ツ　神戸市環境局事業系廃棄物対策部
ネ　神戸市西区役所まちづくり推進部総務課
ナ　神戸市兵庫区役所まちづくり推進部総務課
ラ　伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課
ム